

町立図書館
生涯学習センター

カルスタすぎと

問合せ

町立図書館
生涯学習センター

☎ (33) 4056
☎ (31) 2111

◆杉戸ロータリークラブプレゼンツ
サン・サン シネマ

◆杉戸ロータリークラブ様より図書館に寄贈いただいた視聴覚資料の中から、3月は大ヒットしたインド映画「RRR」を上映します。植民地インドを舞台に友情と使命が激突する物語です。

3の倍数月の第3日曜日はみんなそろって『サン・サン シネマ』！大迫力のスクリーンで、映画を楽しみませんか？

日時 3月16日(日) 14時上映（13時30分開場）

場所 生涯学習センター 多目的ホール

上映作品 RRR

出演 NTR Jr.、ラーム・チャラン 他

上映時間 約180分

その他 入場自由、入場無料。状況により急遽中止となる場合もあります。

◆赤ちゃんタイム

館内に軽音楽が流れます。

日時 毎週水曜日 10時～12時

◆町民パソコン講座【生涯学習センター パソコン指導室】

◇パソコン入門1
（基本を知ってパソコンを楽しもう!）

難易度★☆☆☆

日時 4月2日(水)・9日(水)・16日(水)・23日(水)

9時30分～12時30分

持ち物 USBメモリー、筆記用具

◇スライドショー入門
（写真に音楽を載せて物語を作ってみましょう!）

難易度★★☆☆☆

日時 4月5日(土)・12日(土)・19日(土)・26日(土)

13時30分～16時30分

持ち物 USBメモリー、筆記用具

対象 成人

定員 13名（定員を超えた場合は抽選）

費用 1講座（全4回）3,000円

◆おはなしかい

【町立図書館 おはなしのへや】

◇子どものおはなし会（幼児～小学生対象）

日時 毎週土曜日 14時～14時30分

（第4土曜日は素話を取り入れています）

◇小さい子のおはなし会（乳幼児親子対象）

日時 4月9日(水) 11時30分～12時

【西公民館2階 和室】

◇おはなし会
（絵本や紙芝居などのおはなし会）

日時 3月22日(土) 10時30分～

◇おはなしのとびら
（小学生のための読み聞かせとブックトークの会）

日時 4月12日(土) 10時30分～

◆0・1・2歳の絵本さがし

赤ちゃん絵本をテーマごとに、読み聞かせ会や展示会を開催します。

【4月のテーマ】「たべもの絵本」

日時 4月2日(水) 10時30分～11時30分

場所 町立図書館 おはなしのへや

対象 子育て中の方・子どもの本に興味のある方（お子さまの同席可）

📅 3月の休館日

3日(月)・10日(月)・17日(月)・21日(金)・24日(月)・31日(月)

◇デジタルお絵描き入門
（イラストや絵手紙を描いてみよう）

難易度★★★★☆

日時 4月6日(日)・13日(日)・20日(日)・27日(日)

13時30分～16時30分

持ち物 USBメモリー、筆記用具

申込期間 3月12日(水)～23日(日) 各日9時～17時

申込方法 町立図書館・生涯学習センターへ電話または直接窓口へ申込（休館日を除く）

人権それは愛

平等な社会を目指して

大正11年（1922年）3月3日、我が国初の人権宣言といわれている「水平社宣言」が出されました。この宣言は、被差別部落の人々が差別からの解放を目指して創立した「全国水平社」の創立大会で読み上げられました。

「水平社宣言」の「水平」という言葉には、「人間は生まれながらに平等な存在である」という理念が込められています。この宣言は、「人間を尊敬し、大切にしようという思いと共に、「全ての人がどんな差別も受けることなく、人間らしく生きて行ける社会の実現」を目指したものでした。

近年ではスポーツの世界においても、サッカーJリーグの「3つのフェアプレー宣言」（ピッチ上のフェアプレー、健全な経営の実践、差別根絶等を含む社会的責任を果たすこと）やバスケットボールBリーグの「Cheer with smile,Cheer with respect」（笑顔と敬意をもって応援しよう）などが試合の際に読み上げられ、メディアやSNSを通し発信されるなど、差別や誹謗中傷等の不当な行為の根絶に向けた様々な取組みが行われています。

皆さんも、差別行為を他人事とせず、自分の事としてとらえ、次世代を担う子ども達のためにも、全ての人の人権が尊重され心豊かな社会の実現を目指し、一人ひとりが差別や誹謗中傷をなくすことについて考えてみましょう。

問合せ 社会教育課 人権教育担当 内線482／人権・男女共同参画推進課 人権担当 内線217

～いざという時のために～

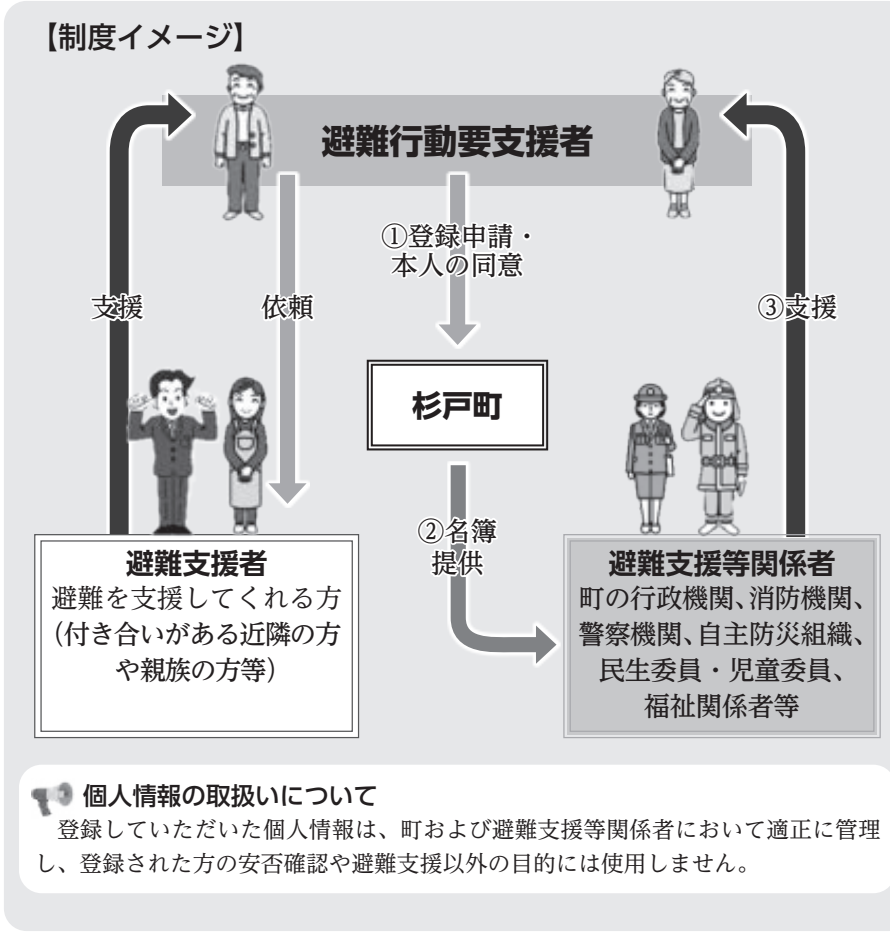
「避難行動要支援者登録」を
しましょう

問合せ

災害に関すること
障がい者に関すること
高齢者に関すること

危機管理課 消防・防災担当 内線282
福祉課 障がい福祉担当 内線264
高齢介護課 高齢者福祉担当 内線317

「避難行動要支援者登録制度」とは、支援の必要な方から町へ登録申請を行っていただき、その情報を避難支援等関係者に提供し、平常時からの見守りおよび災害時の安否確認や避難誘導を円滑に行うための支援体制です。



登録方法 令和7年2月1日現在、上記①～⑦に新たに該当された方へ、3月中に町から登録のご案内を郵送します。同封されている「届出書兼個別計画」に必要な事項を記入のうえ、返送用封筒で提出してください。（代筆可）

■平常時から避難支援等関係者へ名簿の提供を、

- 希望する「届出書兼個別計画」の「同意します」をチェックし、提出
- 希望しない「届出書兼個別計画」の「同意しません」をチェックし、「同意しない理由」をご記入のうえ、提出

避難支援者の役割

避難行動要支援者に対し、日頃からの見守りや、災害時の安否確認、避難誘導などの支援に協力していただきます。できる範囲での支援であり、責任や義務を負うものではありません。



この制度は、日頃からの地域の助け合いによって、災害時の被害を減らそうとするものです。登録したからといって、必ずしも助けてもらえるというものではありません。状況により、避難支援者も被災者となることがあります。自分の身は自分で守る（自助）という意識を持って普段から地域との関係づくりを心がけましょう。

- 対象者**
- 災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を必要とする方のうち、以下の①～⑧にあてはまる方。
- ①身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方
 - ②療育手帳の程度が㉔またはAをお持ちの方
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方
 - ④難病の方
 - ⑤75歳以上のひとり暮らしの方
 - ⑥75歳以上の高齢者のみで構成される世帯
 - ⑦介護保険で要介護の認定を受けた方
 - ⑧上記以外で支援が必要な方
- ※施設に入所されている方は、該当しません。

📢 案内が届かなかった方や⑧に該当する方は、担当へご連絡いただくか、町ホームページから登録書式をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、提出してください。（随時受付中）